

## 令和3年度第3回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：令和4年1月21日（金）10：00～12：40

場所：佐賀県市町会館3階大会議室A

### 1. 開会

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、開会に先立ちまして、定足数に関する御報告になります。

本日、10名の委員の皆様にご出席をいただいております。

佐賀県公共事業評価監視委員会、設置要綱第6条の規定によりまして、定員数2分の1以上の御出席をいただいていることを報告いたします。

それでは、令和3年度第3回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催したいと思います。

本日、司会を務めさせていただきます、県土整備部県土企画課企画担当係長をしております筒井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本会議中は、会場の空調システムの運転により、継続して空気の入替えを行っている状況でございますので、これによる換気対応と、さしていただきたいというふうに考えております。

それでは、開会に当たりまして、県土整備部長の平尾より御挨拶申し上げます。

### 2. 県土整備部長挨拶

（県土整備部長）

本日はお忙しい中、本年度、第3回ということでございますけれども公共事業評価監視委員会に集まっております。委員会に先立ちまして一言御挨拶をさせていただきます。年も明けて、令和4年というようなことでございますが、前回の挨拶で災害のお話させていただきました災害査定もほぼ終わって、今週で終わる予定だったんですけど1件追加があるような状況で、2月に全ての査定が終わるとようなことです。年が明けたといえども、本当昨年8月豪雨の災害への現場、まさに今からが本当の復旧作業というような状況でございます。

県土整備部、また農林水産部、一丸となりまして、一刻も早い災害復旧の促進に向け、業界の方々としっかりと連携をしながら、1日も早く、県民の安全安心の確保という部分についてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、今回の災害も踏まえて、我々としては教訓化していかなくちゃいけないということもございまして、そういった取組、さらには、今まで検討してもなかなか踏み込んでいなかった内水対策、こういったところについてもプロジェクトというようなことで取組を進めておまして、こちらについても、県内、首長様方も、いろいろ意識も非常に高められておられまして、昨日の新聞にも、佐賀市の坂井市長のほうも、内水対策にしっかりと取り組んでいくというようなことの決意表明的な部分もお話をされているというような状況でございました。また気候変動に伴います、こういった対策についてですね、しっかりと、国、

県、市、町、連携しながらですね、取り組んでいきたいというふうに思っております。

そうした中、昨年末に、5か年加速化対策予算についても補正予算ということで国のほうから内示をいただいております。県のほうも11月の議会でそういった関連予算について予算化をしております。

しっかりと、県内の、流域治水であったりだとか土砂災害、インフラの老朽化対策、こういった取組についてもしっかりと進めながら、本県の国土強靱化に向けて、一層努力をしていきたいと思っております。

そういった中ではございますけれども、新型コロナウイルスのお話をさせていただきますと、年明けからオミクロン株の急速な拡大というようなことでございまして、昨日、佐賀県でも最高記録を更新し、256人というふうな感染者の数が出ております。

昨日、急遽、第116回の新型コロナウイルス会議が開催をされまして、佐賀県におきましても、福岡、大分北部九州3県連携いたしまして、まん延防止重点措置の適用を申請するといったことを知事のほうから出されたような状況でございます。適切な医療体制がしっかりと維持されて、日常の救急体制と通常医療、こういったことを守ることをですね、最優先に今県のほうで取り組んでいるような状況でございます。

我々、県土整備部、農林水産部、様々公共事業を抱えております。こういった公共事業にも影響がないように、それぞれ建設会社の方々やコンサルタント、こういった方々としっかりと連携しながら、あと防止対策についてもですね、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

本日、第3回ということでございますけれども、再評価の審議をお願いをするようにしております。事業採択後一定期間を計画した未着工の事業であったり、継続中の箇所、こういったところについて、事業継続の適否について、御審議をいただきたいというふうに思っております。

また、前回の委員会におきまして審議をいただきまして、新たに策定した街路事業の新規マニュアルで評価をいたしました新規箇所1か所の追加についてもですね、その場で報告をさせていただきたいというふうに考えております。

委員の皆様には、県の公共事業評価の取組を第三者のしっかりと、見ていただきまして忌憚のない御意見を賜ればというふうに思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、御手元の資料の説明になりますが、座って御説明させていただきます。まず、本日の議事次第、委員名簿、座席表、及び、参考資料として、公共事業評価制度の概要を記載した資料と、佐賀県公共事業評価実施要領を冒頭につけさせてもらっております。次に、本日は、再評価の諮問ということで、関係する資料がございまして、資料1は、再評価対象事業箇所の一覧表と位置図、資料2の1から3の7は、再評価諮問事業箇所を、担当課ごとにまとめた資料となります。資料3は、前回委員会で御報告後

に、新規箇所が1箇所追加となったことに伴う評価実施箇所一覧の変更の資料となります。資料4は、追加となった新規箇所の個別説明資料、資料5が追加となった新規箇所の評価書調書等々となっております。資料に不足等はございませんでしょうか。

また、御発言される際は、担当者がマイクをお持ちしますので、マイクによる御発言をお願いいたします。マイクの消毒を行ってまいりますので、その点は御理解いただければというふうに考えます。これより、先は委員長に進行していただくことになっておりますので、伊藤委員長様よろしくをお願いいたします。

(伊藤委員長)

はい、皆様おはようございます。議事次第にございますように、本日は報告事項2件、諮問事項の再評価対象箇所が25か所ございます。通例のやり方としましては、再評価箇所が多いときは、それぞれの課で代表箇所1箇所御説明した後に御審議いただき、まとめて、議論、承認するというようなことをいたしておりますが、今回もそういうやり方でよいでしょうか。はい。そうしましたら説明をお願いします。

### 3. 議題

(事務局・塚原県土企画課長)

まず事務局より概略を説明させていただきたいというふうに思っております。事務局、県土企画課の塚原でございます。よろしくをお願いいたします。資料1をごらんいただきたいと思っております。

今年度再評価の対象となっております、事業の全体についての資料でございます。委員長からも発言ありましたとおり今回25箇所について再評価の御審議をお願いしております。公共事業評価実施要領の対象事業区分ごとに整理しておりますので、事業の区分ごとに説明させていただきます。

まず、1ページ、上段のほうですけれども、要領第2条、(2)、①に該当する事業、これは、事業採択後、5年間を経過した時点で未着工の事業となります。砂防事業、1件をお願いしております。

二つ目の大枠ですけれども、要領第2条の(2)②の事業採択後、10年間を経過しているが、経過した時点で継続中の事業で、No2からNo13まで、計12件お願いしております。一部色塗りのところは前回、諮問した事業でございます。

この内訳としましては、県営クリーク防災機能保全対策事業が6件、県営経営体育成基盤整備事業が1件、道路事業が4件、砂防事業が1件となっております。

2ページをお願いいたします。要領の(2)、④に該当しております、前回の再評価実施後5年が経過した時点で、継続中または未着工の事業、あるいは、工期延長または事業費増額の変更を行う事業となっております。No3から14まで、計12件お願いしております。一部色塗りについては前回諮問済みでございます。内訳としましては、港湾事業が1件、県営地盤沈下対策事業は1点、森林基盤交付金事業が1件、道路事業分として8件、都市公

園事業が1件となっております。以上今回は、全25箇所の諮問となっております。

先ほど委員長からございましたように複数の事業がある場合には、全体を説明した後に、個別箇所の御説明をさせていただきたいというふうに思っております。それでは、お願いします。

(中西港湾課長)

港湾課長の中西です。座って説明をさせていただきます。それでは資料2の1をお願いいたします。廃棄物海面処分場の整備につきまして意見をお願いしております。2ページのほうをお願いいたします。

便益とコストの考え方ですけれども、浚渫土砂をですね処分する海面処分場の整備をすることによって、浚渫の費用を節約出来た、その額が便益となります。

費用につきましては、海面処分場を構成します護岸を整備します。海面を護岸で囲ってそこに土砂を捨てるという形になりますので、その費用がコストという形になりまして、3ページのほうをごらんいただきたいと思いますけれども、海面処分場がある場合とない場合ですけれども、ない場合につきましては、海洋汚染防止法で許可されている海洋処分ができる場所、佐賀県から近い場所としまして五島列島福江沖底に海洋投棄ができるということと、ここまで浚渫土砂を運ぶコストと、伊万里港の海面処分場に処分するコストの差が本事業の便益となりまして、試算しますと654億円という形で便益が発生することになります。4ページと5ページの事業内容とありますけれどもこの内容と同じものをこれからスライドのほうで御説明したいと思います。

これが伊万里港の全景ですけれども、港の入り口の西側のほうに浦ノ崎地区というのがありましてここに海洋処分場を建設しております。

次お願いします。これは佐賀県の港湾の配置図ですけれども、県内には9港がありまして、全て県で管理しております。その中で外国貿易を行います唐津港と伊万里港が、国の重要港湾という指定を受けておりまして、県内産業の基盤となっております。このところへ事業をしております浦ノ崎地区がありまして、浦ノ崎というのは水深が非常に深いところですので、海面処分場をつくるにしても、それだけ容量が多くとれるということで優位な場所ということで、事業の採択をここでしております。港の外側に近いところが1期工区、港の奥の方に隣接して2期工区ということで、全体でこの広さが83ヘクタールとなります。伊万里港の配置ですけど、ここが七ツ島地区と言いまして、名村造船所がある工業団地があります。ここがコンテナを扱っているターミナル。こちらのほうが久原地区と言いまして、今では、ここに100haほどの工業団地が出来まして、有名なところではSUMCOさんとかが立地されております。

事業の概要ですけれども、総事業費が265億円で、昭和57年から令和13年度までの事業となりまして、埋立て護岸としましては4,160メートルを整備しております。1期工区で、浚渫土砂を受け入れる量が414万5千 $\text{m}^3$ 確保でき、2期工区は477万6千 $\text{m}^3$ の容量ができ

るという形になります。

事業の進捗状況ですけれども、1期工区の護岸は完全に終わっておりまして、2期工区も、土捨てとしてのやり方を工夫しまして、340メートルの護岸整備の残した状態で、今事業としては進めておりません。今受入れをやっているという形になります。

これが現況の航空写真ですけれども、今土砂が入っているところは、1期工区になります。大体43ヘクタールありますけれども、浚渫土砂の受入れが完全に終わりました、今覆土として陸上の公共残土を受入れているというような状況です。

今大口の案件があり、ここ2、3年でかなりの部分埋め立てが出来て、広いグラウンドとか出来上がるような状況があるというような状況です。こちらに見える今海面になっているところが2期工区でありまして、この開口部も護岸を整備せずに開けておりまして、船が中に入ってきて、土運船が、土を満載してきますけれども、船底を開きまして下に土捨てをする。これを、2期工区の中で行うと、コストがかからない捨て方という形になりまして、そういう捨て方ができるようにこの部分を護岸整備をせずに、今、受入れを続けているという状態です。

社会情勢のほうですけれども、1期工区では受入れ完成し、今後の土地利用を考えていく時期という形になってきており、伊万里市や、地元の港湾関係者と今検討をしております。水深が深いということで、臨海部にある水深が深くて広い土地という形で、かなりポテンシャルが高いという意識は持ってきますけれども、埋立て自体は軟弱地盤は残ったままということなので、それを承知で進出していただける民間企業さんを探すという形になっております。

費用対効果の要因の変化ですけれども、事業の考え方は、事業開始時期と変わっております。総便益が現在価値化した後ですけれども、1169.6億円、総費用が955.7億円となりまして、B/Cは1.2という形になります。

コスト削減の考え方ですけれども、残った340メートルの施工をするときにはですね、大型の作業船を他港から持ってくるという形になりますと非常にコストがかかりますけれども、その回数を減らしていくということで、予算のつけ方を工夫していくことを考えております。

対応方針ですけれども、今後も浚渫は必要になってまいります。浦ノ崎地区の廃棄物処理用地において、受入れを続けることが必要です。開口部も今暫定的に開けておりますけれどもこの整備が必要ですので、海面処分場の事業継続として、お願いしたいと思っております。説明は以上です。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。ただいま御説明があったようにかなりポテンシャルの高い有効な広い土地ができるということですね。水深が14mの岸壁もできそうですし、西九州道開業されてる山代久原インター降りてすぐのところですね。何か具体的に、どんなお話がありそうですか。まだ全部終わってませんからまだないでしょうか。

(中西港湾課長)

そうですね、あと二、三年後に、かなりの広い土地が見かけ上できるって理解いただけたらと思います。今、全国です、海洋関係、洋上風力発電というようなかなり動きがありますので、その資材を置くとか、そういった形の引き合いとかはあります。県の企業立地課には広い土地はないかというときに、御紹介いたしましたけども、まだ具体的にはどんなっていう確たるものはないんですけども、県としてですね、この土地をどう見せていくかっていう、そこら辺を話し合っP Rに努めていきたいと思っております。ただ、広い土地です、細切れにしていくというよりも、大きな企業に来ていただきたいと県では思っておりますので、じっくりP Rをしていくというような形で考えております。

(伊藤委員長)

たしか、この南側は湛水確保されてますよね。

(中西港湾課長)

ですね、すぐ南側のSUMUCOさんの工場との間に、昔海面貯木場でしたけれども、今木材は製品化したものしか外国から入ってこない。昔は丸太で入ってきて丸太をここに浮かべて、虫抜きとか、そういったことをしていたんですけども用途として必要なくなったのでここを締め切って、伊万里市さんの工業用水の貯水池になっておりまして、SUMUCOさんは、きれいな水を使うという形で、ここに送るようになっております。SUMUCOさんは、工場を増設するという形になってるので、水もしっかり有効活用されるというようなことになっているということは聞いております。

(伊藤委員長)

はい。かなり、ポテンシャル本当に工業用水から交通アクセスから、ポテンシャル高い土地です。はい、積極的な利用が見込めると思います。何かご質問やご意見がありましたらお願いします。

(永原委員)

はい、この浚渫工事で出た土砂が運ばれてくるということですか。

(中西港湾課長)

そうでは、伊万里港内のここに船をつける岸壁とかがこちらにあるんですけども、これが、航路というのを船の大きさに合わせて船が進む道をつくります。ですけども自然界の水深では足りないときがありますのでそこを掘り込んで、安心して船が通れる深さまで掘りこみ、土砂をこちらに持ってきて処分するということではまいりました。

(永原委員)

よそから持ってくるんじゃなくて今、伊万里湾の中の浚渫で。

(中西港湾課長)

それが最優先ですけども、唐津港の浚渫の土砂もかなりの量を受け取っています。

(永原委員)

こういうのを有効利用して、土地が出来ていくということですね。

(中西港湾課長)

事業目的としては浚渫土砂を処分するということで浚渫の費用を安くしようというのが目的ですけれども、2次的に土地が発生するという形でございます。

(永原委員)

ありがとうございます。

(伊藤委員長)

よろしいですか。そうしたら、この事業は継続という形でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(土井農山漁村課長)

御手元の資料2の2をお開きください。改めまして農山漁村課長、土井でございます。資料1ページのほうになります。今回、農山漁村課の諮問箇所7か所となっております。1から6番のクリーク防災機能保全対策事業につきましては、事業採択後10年が経過しているため、再評価を受けるものでございます。そして、7番の地盤沈下対策事業につきましては、前回の再評価から5年経過しております、再評価を受けるものでございます。1番右にございますように対応方針案としましては、7地区全地区継続でお諮りしたいと考えております。

本日は代表して5番のクリーク防災機能保全対策事業の大詔間地区について説明をさせていただきます。2ページのほうになります。

説明に先立ちまして、クリーク防災機能保全対策事業の費用対効果の考え方について御説明させていただきます。

効果算定につきましては、農林水産省がマニュアルを出しております、このマニュアルに沿って実施しております。便益としましては、五つの効果を計上しております。

一つ目の作物生産効果でございます。農地や水利条件が改良、または維持されることによりまして、受益地区内で発生するとみなされる作物生産の量的増減を捉えた効果でございます。農作物の量的な視点で評価しております。

二つ目でございます。営農経費節減効果につきましては、現況の営農技術体系の改善とか、経営規模の拡大などで、労働経費、機械経費が節減される効果を評価しております。

三つ目でございます。維持管理節減効果につきましては、施設の維持管理に要する経費の増減をとらえる効果でございます。施設を整備することによりまして、その後の維持管理に必要な費用が新たに追加されますので、効果としては、マイナスとして評価しております。

四つ目でございます。災害防止効果につきましては、浸水被害等の発生に伴う、農業関係資産や、一般資産、公共資産の被害が防止または軽減される効果を評価しております。

最後の五つ目の特産、国産農産物安定供給効果でございます。整備によりまして、農産物が安定的に生産されることで、消費者へ安心できる、国産農産物を供給できることから見込める効果で、それを金額的にあらわした数値が国のほうで示されております。

そういった総費用につきましては、当該事業と関連事業の建設事業費にプラスしまして、事業期間と事業完了後 40 年間の必要な維持管理費を加算して算出しております。

大詫間地区、個別の地区の説明になります。ちょっと飛びまして、資料のほうは 37 ページのほうになります。クリーク防災機能保全対策事業の大詫間地区でございます。

これは、先ほどお話ししましたように、事業採択後 10 年経過ということで今回お諮りしております。位置図でございます。

佐賀市川副町の南のほうになりますけど、大詫間地区で事業を実施しております。ここは、東は筑後川、西を早津江川に挟まれた、中州のような島の一部でございます。次のページ、38 ページでございます。写真のですね、右の上の写真でございます。

昭和 40 年代から、県内では、圃場整備を実施しております、この圃場整備で造成した水路は、ほぼ土水路で整備している状況でございます。

佐賀平野地区のクリークにつきましては、機能としては、農業用水の貯水送水として、洪水調整池や排水路として重要な役割を果たしています。

そのほかですね、地域における親水機能、景観等の提供、多様な生物の生息環境など様々な機能を有しているところでございます。しかしながらですね、多くのクリークにおいては、経年変化、水位変動によりまして、法面の浸食、崩壊が進行しております。水路内には崩壊した土砂等が堆積しております。このため、法面崩壊に伴うトラクターの転落とか、営農作業の隣接道路の通行が危険な状態となっております、土砂の堆積による貯水、送水機能や洪水機能の低下が課題となっているところでございます。こうした地区で、クリークによる洪水調節が効率的に行えないために、湛水被害の発生につながっていることから、水位変動に耐えうる護岸整備を行っております。これによりましてクリークの機能回復を図りまして、営農の安全性と、周辺地域の安全安心な生活を確保することを目的として事業を実施しているところでございます。事業の概要でございます。工期は平成 24 年度から令和 5 年度までの 12 年間、事業費は約 17 億 5000 万を予定しております。事業内容としては約 24 キロの水路の護岸につきまして、県産間伐材を使用しまして、木柵工で整備しております。進捗状況としましては、令和 2 年度時点で約 89%の進捗率になってございます。この下のほうの図面ですけど、実施状況を示したものでございます。緑色は令和 2 年度までに整備が完了した路線でございます。赤色は令和 3 年度に整備を実施している路線でございます、青色は今後整備を予定している路線となっております。青色が 1 番下のところでございます。昨年度まで約 89%の進捗率ということで、おおむね整備が完了しているということでございます。そして、黄色のところでございます。縦のところなんですけど、この部分は、国営筑後川下流右岸事業、国のほうで整備されている路線でございます。写真のほうを見ていただきたいと思いますが、左側の写真が整備前の状況でございますけど、整備前はですね、隣接する農地ぎりぎりまで法面崩壊が進んでいることが分かると思います。また、右の写真はですね、整備する前の湛水状況でございます。今は見えないですが中央に水路があるので、農地一面が湛水している状況でございます。次にですね、先ほど縦の水路の整備をし



ている国営筑後川下流右岸地区の実施状況でございます。赤色につきましては県営で整備しておりまして、黄色は国営の整備路線を示してるところでございます。そのすみ分けでございますけど、大きな幹線水路については国営のほうで実施していただいて、横幹線や支線的な水路については県営のほうで実施しておりまして、国営では左下、イメージでありますように、写真でいいますと右側ありますけれど、コンクリートのブロックマットによる整備を行っております。

この地区内での国営の事業については、令和元年度に完了してるところでございます。

次に下のほうになりますけど、社会経済情勢の変化でございます。受益面積は事業採択時、471ヘクタールでございましたが、現在もほぼ変わっておらず、一部減っているところは農地の転用で減少してるところでございます。

費用対効果の要因の変化についてでございますけど、大きな要因の変化はございません。関連事業として国営の筑後川下流右岸地区や、県の圃場整備事業など、これらが相まって事業効果を生み出していますことから、関連事業を含む総合的な評価を総費用にも総便益にも入れて、事業効果を算定しております。結果としましては、総便益約194億、そして総費用は約139億となっております、費用対効果については、1.39となっていることでございます。

コスト縮減としましては、しゅんせつ土を盛土材として流用しております。水路に泥土がたまっておりますので、その泥土を、水路法面に盛土材として使ってまして、極力、現場外への搬出を最小限にとどめることで、コスト縮減に取り組んでいます。

あとは、木柵工で施工しておりまして、県内間伐材への有効活用を図っておりまして、この取組によりまして、木材需要の拡大、そして森林整備の促進が図られまして、地域の林業木材産業の活性化にも、つながっているものと、考えております。

最後です。対応方針でございます。今回の事業、クリークの護岸整備によりまして、湛水被害の防止、営農作業や、隣接する道路の通行の安全性の向上を図る事業でございます。費用対効果についても1.0以上確保されております。進捗率も、昨年度までで、約89%になっておりまして、地元の土地改良区などにも、早期の完了を望まれておりまして、今後の円滑な事業実施が可能でありますので、引き続き事業を継続したいと考えているところでございます。以上、説明を終わります。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。それで、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(陣内委員)

お尋ねなんですけど、多分、似たような案件のときにも多分お尋ねしたところなんですけど、このクリークは圃場整備で出来てますよね。圃場整備そのものはいつごろされたものなんですか。

(土井農山漁村課長)

大詫間地区については昭和44年から53年に実施しております。比較的、早く取り組ん

だ地区でございます。佐賀県内では。

(陣内委員)

これ木材でやると、何年くらいもつもんですか。

(土井農山漁村課長)

その水路に施工しまして、水位変動とか、地域の環境によってもですね、若干差はありますけれど、一気に崩れるっていうことがございまして、杭の頭の部分、通常空気に触れているところが先に少しずつ腐食していってきますんで、おおむね何年っていうのがなかなか言いにくいんですけど、15年とか20年ぐらいいは、ある程度の機能を果たすのかなと思っております。

(陣内委員)

間伐材を使うという意味はよく分かるんですけど、その15年、20年度で繰り返していくことって、どうなんですかっていうのも、というのはね、県じゃないんですけど、それ自宅のすぐ横にクレークがあるんですけど、木材ガタガタなんですよ。もう完全に道路が崩れかかっています。その間伐材と、例えばコンクリートでやったときの、メリットデメリットがどうなのかなというのがちょっと質問したいです。

(土井農山漁村課長)

はい。今回、この県営事業で取り組んでいるのが、佐賀平野地区でですね、約600キロ整備をする予定でございまして、24年度から取り組むところでございまして、確かに、国営事業でやってるように、コンクリートでやったほうがですね、確かに、長持ちします。ですけど、その分ですね、メーター当たりの事業費が高いもんですんで、事業の完了がですね、木柵工でするよりも3倍も4倍も時間がかかります。ですんで、早期に効果を発現するっていう目的で、木材のほうでしております。

(伊藤委員長)

ほかにございますでしょうか。

(藺田委員)

受益者、受益面積はほとんど変わってないということですけど、ちょっとやっぱり農地転用とかが少しだけあるっていうことなんですけど、今後そういう農地転用とか進んでいく可能性とかはあるんでしょうか。

(土井農山漁村課長)

24年から約10年弱経過して、転用されたのは、2丹、2000平米ぐらいなんで、それもですね、例えば農家住宅とか、そういった規模ですんで、確かにほかのところは若干で、ほかの地区ではそういった転用等あるんですけど、この大詫間地区につきましてはですね、そんな、今後増えるっていうような状況じゃないのかなと思っております。

(田中委員)

整備していただいたおかげでですね仕事の内容としては、草刈りを、手で刈っていったところ、機械を入れるだったりとか、向こうの田んぼに行くのに回っていかないといけなかつ

たのがですね、橋を架けてもらったり、移動がスムーズにいくように、近くなったりして、労働力もよくなったのかなと思います。水の管理も草や崩れたりとかだったのが、整備してもらったのはよかったのかなと思います。圃場整備をちゃんとしていただけたら、田んぼも飛んだりしているところが、近くに隣に作ることによって、ますます便利になるのかなと思います。仕事には助かっているところです。

(土井農山漁村課長)

ありがとうございます。やはりその農家さんの維持管理っていうのが、大きな要素でありますので、そこら辺を軽減するっていうのもですね、そういった、ちゃんと整備をすればですね、担い手大規模農家さんのほうもですね、土地を集約したりとか、そういったことが進んでいくという効果もございますので、ありがとうございます。

(伊藤委員長)

この事業を含めて、7件ございますが、全て継続でよろしいでしょうか。  
はい。有難うございます。次は農地整備課ですね。

(江口農地整備課長)

農地整備課の江口でございます。よろしくお願ひいたします。資料はですね、2の3をお願ひいたします。1枚めくっていただきまして2ページですね、県営経営体育成基盤整備事業のB/Cの考え方ということで、説明をさせていただきます。この地区につきましては、事業着工から10年ということで、今回再評価にお諮りさせていただいているものでございます。この前の説明でもありましたように、農業関係の基盤整備でございますので、効果の部分については基本的には、前に説明あったものと基本、変わりません。今回ちょっとお諮りしてる内容がほ場整備でございますので、そこにお示ししてるような、四つの効果、例えば1番上ですが、ほ場整備することによって、水管理がしやすくなるとかですね、排水がよくなるとか、そういったことに伴って、増収、それから作付が増えるとかですね、そういうふうな効果が主になります。それから、先ほど田中委員のほうからもありましたようにする作業がしやすくなるとかですね。そういうふうなことからすると、営農に係る経費なんかは節減出来ますので、そういったことが、整備に伴って、改善されるというような効果とか、ですとか、施設の維持管理とかですね、そういったものの経費も、作業しやすくなるということで、そういうふうな効果も、見込んでございます。それから四つ目のところは、ほ場整備ということで農地の形状を変えるような、工事をいたしますので、権利関係も、もう1回こう張りつけ直すとかいうふうなことをやりますので、農地以外の土地もですね、一緒に張りつけるというふうなことで、その部分での、経費が軽減できるといったような効果を見込んでございます。そういった効果を、全体の総費用で、割っていくっていうふうなことで、効果を考えてございます。

それではちょっと地区の中身を御説明させていただきます。パワーポイントのほうで説明いたします資料の5ページです。お願ひいたします。鍋島東地区ということで、佐賀大学

の医学部がございまして、その東側に南北に道路があるかと思いますが、そちらのですね、東側に用地が約 60、70 ヘクタールぐらいございまして、その農地をほ場整備したと、いうふうな事例でございまして、6 ページをごらんください。県営経営体育成基盤整備事業というふうなことで、事業名称はつけてございまして、先ほどクリークの説明もありましたように佐賀県は昭和 40 年代から積極的にほ場整備やってまして、現在、県営でですね、2 万 7000 ヘクタールぐらいほ場整備でやってきてございまして。

で、平成の 1 桁ぐらいまでのほ場整備っていうのは、土地に着目してその形状を変えていくっていうようなほ場整備やってございまして、この経営体育成基盤整備事業っていうのは、農業構造をしっかりと変えていくっていうところに着目しましてですね、しっかりこの担い手の方に、農地を集積していくというふうなことで、ソフト的な面も含めて、基盤整備をしていくというふうなことでございまして。絵のほうにありますように、事業実施前から事業実施後ということで、左のほうは A B C のばらばらにありますけど、事業実施後には、A B C のところを再配置仕直してですね、きちっと A の人が営農しやすいように、ちょっと集めていくと。

ていうふうなことを、土地の形状を変えるということだけでなく、張りつけそのものを集めていくというようなことをセットでやっている事業でございまして。事業の内容といたしましてはですね、平成 24 年から令和 5 年までということで事業期間があつていまして約 18 億の事業費をかけて、67 ヘクタールの面積で事業実施してございまして。事業内容は、絵で示していますピンクの中でのですね、先ほど言いました、農地の区画の形状を変えて、作業性を上げるというふうなことの工事であります。事業の内容をここに上げていますがこれ作付がどう変わっていったというふうなことを挙げてございまして。現時点でですね、これは目標を書いていますけど、現在、工事がもうある程度終わっています。令和 3 年ぐらいまでで終わってございまして、あとは、事務的な手続をやるだけなんですけど、目標には上がっていませんけど、ナスとかですね、キュウリとかですね、ほ場整備をやったことに伴って新たな作物を栽培されているというような、農家もチラチラと出てきているというような状況でございまして。それから経営形態ですとか担い

手の集約状況ということも、そこに掲げてるような形で改善させていくということで事業を進めてまいってございまして。これが地区の全景ですが上のほうの写真がですね、見ておわかりになるかと思いますが、水路とか道路が非常に狭くございまして。

それを整備後には、道路とか水路の配置をし直しましてですね、道幅でいうと 5 メーター大きいところで 6 メーターぐらいの道路を配置しまして、水もですね、ほ場の中にパイプラインということで、地面の中にこれを埋めていくやつなんですけど、パイプラインを通して用水を取り易くするというふうなことの工事をやってございまして。右のほうに赤で入れていますのはもう、今年度の工事ですけど、道路の舗装が終わりますと、大体地区のハードの工事はもう終わるとということで、来年度再来年度は、事務的な手続をやっていくというふうなことになります。整備のイメージはこういう状況です。

社会経済の変化ということで面積はこういう形で67ヘクタールぐらいの整備をやっております。効果のところですが、先ほど冒頭に申しました効果で計算しましたところ、1.55という費用便益になってございます。1.0以上ということになってございます。

コスト縮減につきましては、基盤整備する際に、他事業、ほかの公共事業で出た発生土なんかをですね、基盤の下のほうに入れることで、全体の工事費の縮減を図ってございます。今後の対応方針ですけど、この地区については生産基盤を総合的に整備することによりまして生産条件の向上を図るというふうなことはもちろんですけど、農地を今後利用するに当たっての集積を進めると、担い手さんへの集積を進めるというふうなことを、行いますことで、効果的に安定的な農業経営を実現するというを目的として、仕事をやってございます。効果についても確保されていると。事業進捗については91%ということで、地元におかれても早期完了が望まれているということで、事業を継続する。というようなことで、お願いしたいと思っております。説明は以上でございます。

(山本委員)

今御説明いただいたところですね、私がちょっと近所でよく散歩したりとかするところもあるんですけど、実はですね今、市道を通そうとしていてですね、東西、今の話でこの鍋島東地区については、農業で整備していくってことですけど、ちょっと気になったのがですね、この用途変更をして、道が通りますんで、この土地利用の方法を変えていくっていうようなことがないように、ちゃんと担保されているかっていうんでしょうか。つまり何言いたいかっていうと、ほ場整備してですね、すぐしばらくしたら、例えば道路に面したところに、商店等つくっていいとかですね、そういうような話になると、この投資がちょっと、一部ではあるんですけど、無駄になりかねないなっていうような懸念がありましたので、こういうことをやった場合ですね、ずっとその動きをやってくっていうことをちゃんと前提にするんだろがちょっと気になりました。

(江口農地整備課長)

ありがとうございます。私どもがやらしてもらっているこういうほ場整備につきましてはですね、県で工事をさせていただいているんですけど、ちょっと事業の仕組みとしてですね、地元の農家の方々からの申請を受けて、また、私どものほうで、県が工事をさせていただいているというような仕組みになってございます。土地利用についてもですね、今ちょっとこういうふうな形で図面を掲げていますけど、これ佐賀市なんですけど、佐賀市も含めてですね、こういうふうな形の土地利用を将来的にも望まれているというふうなことでの申請をお受けしていますので、そこについては、しっかり市のほうともですね、話をしながらということになりますけど、現時点においては、そこは将来的にも農業をやっていくということでほ場整備を申請されていますのでそういうことになろうかと思えます。

(田中委員)

うちは米麦をしているんですけど、田んぼの排水が落ちてというか、麦とか大豆とかの収量が上がらなくなってきているような状況で、水田にしたらゆるくても大丈夫というところ

ろがあるんですけども、機械が大きくなってぬかるんだりして、ドローンやヘリを入れて消毒するようになったりしている。事業で白菜とかキャベツとか作っても値段が振るわなくて、利益を出していくのが難しい状況で、若い人たちは、ハウス栽培、キュウリとかを作って、売り上げを伸ばしていこうというところがあり、今までは、生産だけでよかったんですけど、今はブランド化、付加価値をつけて、自分たちでも販売をしていってくださいというような感じだったりですね。あと、規格外のものを、加工して行ってくださいというような感じでやってきているような状況なんですよ。

こうやって田んぼとかも集約していってもらったりとかして生産性をあげることによって、男の人たちで生産、女の人たちは加工・販売に力を入れていけるのかなと思うんですよ。もともと農家ではなかったんですけど、一般の人から見たら農業は儲からないのに事業費だけつぎ込まなくてはいけないというような状況なのかなと思うんですけど、私たちが環境を守ったりとか、佐賀の平野で続けていこうと思いますので、こうやって農地を集約してもらったりとか、クリークを作ってもらったりとかしてですね、やりがいとかも持てるようにですね、していってもらっているような状況を、これから高齢化していく中で残っていけたらなあと思っています。

(江口農地整備課長)

本当ありがとうございます。今日いただいた意見もですね、しっかり参考にさせていただきながらですね、私どもの仕事ってやっぱり農地がないと、しっかり進めませんので、そういったところにしっかり生かしていきたいと思います。どうもありがとうございます。

(鳥井委員)

費用対効果の中で、維持管理費節減効果というのが入っていて、その事業を行ったことで、そのあとに維持管理も発生するのですが、その事業をする前はどのような維持管理で、事業をした後はどんなふうな維持管理が必要かということ、その内訳と金額とかを教えてくださいなのですが。

(江口農地整備課長)

詳細の数値はちょっと今日資料として準備してないんですが、イメージ的にはですね、整備前の写真が上で整備後の写真が下なんですけど、ちょっと見づらいかもわかんないですけど、やっぱりその道とかが狭いとですね、大きなとかちよとした車両も通れませんが、畦の護岸がきちりされてないと、やっぱりその足場も悪いですし、クリークのところの説明でもありましたように草を刈るにもですね、やっぱりちょっと手刈りをせないかんとかですね、機械がちょっと入りにくいとかですね、そういったことでどうしてもその時間がかかってしまうとか、そういったことがあるかと思っています。整備をすることで、そういうふうなことが改善されますし、上の水路のちっちゃいのがあるんですけどそこはもう護岸されてなくて、泥ですので、いつもちょっと泥上げをせないかんとかですね、そういうふうな状態ですが、下のほうになると、コンクリートの護岸をちょっと入れますので、そういう泥上げ一つとってみても非常に作業がしやすくなるんです。そういったことが一つ一つ

とってみられるのかなというふうなことが出てきますので、そういったのをトータルでいくと、時間が軽減されとかですね、かかっている費用が軽減されとか、そういうふうなことで総体的に効果が出るというふうなことになるのかなと思います。

(永原委員)

小学校の社会科でもですね、いろいろこう、労働力に若い担い手、農業の工夫をいろいろ、社会科でも取り扱うんですけども、本当、純粋な質問でよろしいですか。

例えば、6 ページに、事業実施前、A、B、C の農地がてんでばらばらにあったものを、事業をやって集約することによって、大きな機械が入れられたりとかですね、労働力の削減につながるのかという、こういうメリットがあるんですけど、例えばですね、Aさんはこの土地じゃなくなるところが、Bのところがいいとかですね、その辺の調整って誰がどんなふうにされるのでしょうか。またはですね、実施後は、Dの土地がなくなっちゃってるんですね、これはどういう意味なのでしょう。純粋な質問で申し訳ございません。

(江口農地整備課長)

この事業の目的自体が、今まで零細的にやっていた農家の方々を、大規模にやっていくのか、いわゆる担い手という方々に農地を集めていくってというようなことでやっていく事業です。

Aの方がBのところを欲しいというふうなこともあるかも知れないですけど、この実施前のやつをちょっと、ちょっと専門的なあれですと、従前地というふうなことに対して、整備後に張りつける、後の姿を換地というふうなことであります。換地っていうことで言うんですけどそこは、換地を決めるときに、この関係者で、委員会をつくる。あなたはもししたら、どこが欲しいとか、私はここがいいとかっていうふうなことで、調整会議がございますので、そうした場で決定いたします。二つ目のお尋ねは、なくなっているってということなんですけど、先ほど言いましたように、担い手に集めていきますので、ちっちゃくやってる人たちところとか、もう農業をやめたいというふうな方に対しては、先ほど言いました換地をしません、いわゆる不換地という形で、処分をします。ですのでそこはお金を払ってですね、不換地という形でもう農地を張りつけない、その人に農地を張りつけないってやり方しますので結果的にDのところなくなってしまうとかですね、そういうふうなことが、その整備後としてはあります。そういうふうなこの事業を使いながら、担い手のほうにどんどん農地を集めていくというふうなやり方で、進めているところでございます。

(永原委員)

そしたらですね、7 ページのほうの下のほうにですね、令和4年度以降は、換地業務を実施して書いてあるんですけども、ほ場整備はもうほぼ済んでるわけですね。そして事務的なことがこれから続いていくって言われてるのは、どの農地を誰に張りつけるとか、そういうことが令和4年以降行われていくってということ

(江口農地整備課長)

そうですね、換地まで含めてほ場整備なんですけど、令和3年度までである程度ハード

の仕事は終わると。ですから、令和4年度、5年度にかけて、さっき委員おっしゃられたような、張りつけ事務を、2年間かけてやっていくというふうなことになります。

(永原委員)

そしたらですねこの業務自体、事業そのものが平成24年度に始まっているんですけど、この事業が、終わるまでは、農作物の作付が出来ない、誰がどこの土地かまだ決まってないので、まだ、作付出来ないっていう感じが続くんでしょうか。

(江口農地整備課長)

いいえ、工事自体はですね、ここ67ヘクタールぐらいあるので、大体、何ていうんすかね、五、六年ぐらいで全体の工事をちょっとずつ下からずっとやっていくんですね。で、工事が終われば、もう営農できるので、できる状態になりますので、つくっていただいていいんですけど、委員の疑問が持たれてるようですね、まだちょっと正式な貼り付けは出来てないですよ。でも、手続上、一時利用指定というような手続がございまして、一時的に利用していいと、そういう手続を踏んでですね、営農していただいて、最終的にハードの工事が終わった後に、全体を張りつけ直す。張りつけ直すというか一時定時利用指定を参考にしながら、そこを正式に張りつけるというふうな手続になります。

(佐藤委員)

すいません初歩的な質問になるんですが、7ページ、上の方のスライドにある認定農業者は一体どういう定義なのかということと、これ集落営農組織から、組織が減っているものの面積が増えているので、下の個別経営の戸数が減ってそこに面積が算入されているのかなと思うのですが、これ、例えば個別経営農家がやめるっていうときは、集落営農組織って、土地を買い取られるんですか。

(江口農地整備課長)

買い取るというかですね、その売買を当然あつせんしてありますけど、貸借とかっていうやり方もあります。で、集落営農組織っていうのはちょっと外堀をつくって、組織をつくってその中で営農をやってもらうっていうふうなことなので、組織と個人さんの大規模にやられてる方々が、主には、農地を集める対象になりますので、個別の人がやめれば、どちらかが吸収していくっていうのはありますし、個別大規模農家の別の方にここは渡すっていうのもそれはそれである。そこは、地区内でいろいろこう話をしてもらいながら、進めることなので、いろんなケースがあると思います。認定農業者は、そこに書いていますような集落営農の組織とかですね、担い手となる組織とか、担い手となる個人さんですね、大規模にやられてる個人さん、ちょっとそこは要件があるんですけど、そういった方々を、総称して認定農業者、組織と個人さんを含めて認定農業者という言い方をしています。

(佐藤委員)

組織っていうのは、認定農業者の方だけで構成するではなくって、ある意味何か会社みたいなものがあるって、そこに、何か従業員みたいにして、雇われてる人たちは、耕作していくっていうような感覚ですか。



(江口農地整備課長)

まさにそう思ってもらっていいです。で、組織というと、きちっと法人ではないんですけど、最終的にはこういった組織を法人化していくとかですね、法人化してプール経営していくとかですね、そういうふうなことで経営強化を図っていくというふうなことになると思います。

(佐藤委員)

個別経営農家の方々の土地が例えば、集落営農組織に吸収されるということは先ほど言われたように、貸借の形か、売買の形か、いろいろある。そこで金銭的なものが発生するということですね

(江口農地整備課長)

ということもある。譲与とかもございますから、とか自分の家族のところで相続される方もいらっしゃるし、いろんなケースがあると思いますけど、農地がそういう形で、その担い手さんに動いていくような、いろいろ流動化していくようなことを、私たちも望みますので、そういう方向にちょっと進めていくっていうのが、この事業の目的になっています。

(佐藤委員)

これ、中山間の営農とかとは形態が変わってくるんですよ。

(江口農地整備課長)

中山間も、基本的には農地を将来的な担い手の方に集めていくっていうことの方性は変わらないと思います。平坦地域のほうがちょっとオープンスペースが結構あるように見えるので、非常に違ったように見えますけど、基本的には、誰がつくるかとか、誰が何をつくるかみたいなのところがないと出来ませんので、そこは考え方は、中山間であろうが平坦であろうが一緒です。

(佐藤委員)

というのが、私家業が素材生産業をやっていて、中山間だと田畑の耕作が、高齢化で難しい。特に、山付きでほとんど耕作する面積も狭いですし、なかなかこの後、耕作地として活用出来ない、ただそこは自分が、もう、いわゆる外に出られておられるんで、その田畑が自分で管理されているわけではないんです。ただ、その地域の人たちもその中山間の補助対象地になっているので、例えば山としての地目変更は、補助金の関係上できない。ただ、例えばその中山間の耕作をされている人たちで、土地を受入れてくれないかって所有者に言われたんです。でもそれは譲渡であろうが贈与は受け付けたくはない。だけど、所有者の人がもう山付きで自分の山の横に田んぼあるから、いっそのこと山にしたいっていうんだけれどもその自由は効かないっていうような、相談を受けることもあるんです。だから何か、もちろん、時代の中で、いろんなことを、所有者も考えていかなきゃいけない時代ではあるのかもしれないんですけど、あくまで所有者の人たちに何らかのそういうその人たちが自分の農業形態を何とかして確保したい、ということで生産されているのであればそれを受け入れる側、耕作している人たちも、受け付けたくはないけど、地目変更などで生産

させなさい補助金のためっていうのは、何かちょっと、違う部分があるんじゃないかなっていう気が、相談受けるときに、することがあるんです。

説明が悪くて伝えられたかどうかわからないんですけど、

(江口農地整備課長)

ありがとうございます。私どももちょっと同じような思いで、今後こういう形で人が減っていくとか、農家が減っていくとか担い手さんが減っていくっていうふうなことがありますので、施設自体とか、農地をいつまでもそこに固執していくとかその広がりを持った中でやっていくっていうのはもう限界があると思っています。要は施設数を減らすとかです、農地をゾーニング仕直してさっきおっしゃられたように林地に返していくとか、そういうふうなことが非常に大事なんだろう。そういうふうな考えのもとで、今、仕事やらせてもらっていますので、個別の案件がありましたら、ぜひ御相談いただければ、はい。

(伊藤委員長)

経営体育成って何か所ぐらい

(江口農地整備課長)

経営体の関係の事業でやったのは13地区です。ほ場整備全体でいきますと先ほど、昭和40年ぐらいからって言ってますが、100地区ぐらいやってますけど、こういうその集積とかなんとかを要件にかけてほ場整備をやったのは13地区。

(伊藤委員長)

これからもまだまだ計画は続けていくという予定。拡張したい。

(江口農地整備課長)

ここはちょっと市、地元の御意向にもよるとは思っています。平坦地域については、ここを含めて鍋島で今2地区やってます、高木瀬のほうで1区やっていますので、そこがある程度整備が終わればですね、佐賀平坦地域のほ場整備、一次的なほ場整備っていうのは、もうここで終わりなのかなと。あとは、前回の委員会でも諮らせていただいている中山間地域ですね整備ですとか、そういったところを、意欲ある方がいらっしゃる場合にあってはそういうところのお手伝いのできればいいなというふうに考えています。

(伊藤委員長)

いかがでしょう。よろしいでしょうか。ではこの事業についても継続ということでもよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。はい。森林整備課さんですね。

(吉良森林整備課長)

森林整備課長の吉良でございます。どうぞよろしく願いいたします。資料は御手元の2の4をお願いいたします。資料2の4の1ページになりますけれども、まず今回の再評価の箇所につきましては森林基盤整備交付金事業、これいわゆる林道の開設、つくることなどでございまして、再評価として1件あげさせていただきます。

2ページ、お願いいたします。森林基盤整備交付金事業のB/Cの考え方でございますけ

れども、まず総便益といたしましては、この林道をつくることによりまして、木材の生産経費の縮減、これは山から、丸太をですね、切り出す作業といいますか、そういったものの縮減の効果、それから、間伐などの森林整備に係る経費の縮減効果、あるいはこの林道を災害時の迂回路として使うとか、そういった効果を総便益として上げてございます。なおこちらのですね、便益の詳細のところは丸の二つ目に、森林整備経費縮減等便益への括弧書きの中に、森林整備促進とございますけれども、この中には、森林の整備、間伐などを行うことによりまして、いわゆる森林の公益的機能、例えば、森林が整備されることによってですね、土砂の流出が抑えられるとか、そういった効果についても、この便益のほうに、計上させてもらっています。それから総費用といたしましては、林道をつくる経費、事業費、それから、事業の期間中とか、林道を開設すると40年間に必要な維持管理費でございまして、例えば、林道をつくった後の草刈りとかですね、側溝の整備、それから、先ほど間伐を行ったりしますけれども、そういった費用も総費用の中に含まれております。そういった形でB/Cを算定することといたしております。次お願いします。

資料は御手元5ページになりますけれども、詳細の再評価の内容についてお話しさせていただきます。

路線名は角の内線ということで、こちらの太良町の路線になります。再評価実施後に5年間が経過する前に、工期の延長、それから、事業費の増額を行うものとなってございます。事業の目的につきましては、先ほども申しましたとおり、林道をつくることによる、森林の施業の効率化とか、森林整備推進、そういったものに、上がってまいります。林業のサイクルといたしましては、まず、今の現状から見ますと、木を伐採して、木材を生産する、切った後には植林をする、植林をした後には、苗木が大きく育つように草刈りをする、下刈ですね、それからあと、いまでは少なくなってきましたけれども、枝打ちをしたりとか、本数の間引きをする間伐、こういったものがございます。

こういったことをすることによって、林業を進めていったり、あるいは森林の整備、荒れた山を、手入れがゆき届いた、森林にしていくということでございます。次、お願いします。こちらの角の内線の位置図になっておりますけれども、左上のほうに、位置が載ってございまして太田町の役場から南西のほうに12キロほど行ったところでございます、こちらは多良岳山系、県内で1番高い経ヶ岳とか、多良岳そういったところがですね、近くの路線でございます。こちらの、真ん中にですね、黄色く塗って路線が書いてありますけれども、こちらが角の内線の場所になっています。施工中の土砂を掘削する状況、それから、一部完成しておりますので、完成した状況を写真でございまして、次お願いします。今回の事業計画の変更等の概要でございまして、前回と今回を再度比較させてもらっております。

総事業費が、4億円が4.6億円になります。それから、工期については、平成22年度から着手いたしまして、当初の令和3年度までの12ヵ年でございましたけれども、2年延びまして、14ヵ年で実施することといたしております。延長等については変わってございせん。あと、工事の内容のところは今回、赤書きで落石対策をつけておりますけれども、こちら

の工事費等の増加になった部分ということで、後ほどまた説明したいと思います。費用対効果は前回、1.21 でございましたけども、1.1 ということになってございます。次お願いします。

先ほど落石対策工ということでお話しさせていただきましたけども、この路線については、おおむね 8 割ぐらい、全長約 3 キロに対してですね、8 割ぐらい工事が終わってるんですけども、最後の段階でこの山の中にですね、大きな、岩石を含む地帯があらわれまして、そこについて対策を講じないと、やはりその林道をつくった後の安全が確保されないということで、今回その計画をいたしました。今回落石を抑えるためのですね、対策として、左の下のほうに図が載ってますけども、ワイヤーネットワークをとということで、右のほうに、右下の写真がありますが、岩石をですね、ワイヤーと、それから金網でおさえ、そういったことをですねとらせていただくことと思っております。次お願いします。

こちら林道をですね、整備した後のですね、間伐等の実施状況ということでございます。黄色の中に、今色が塗ってある部分が、既に、間伐等を実施した部分になってございます。ちなみに青枠で囲ってる部分が、森林整備の計画と、実績でございますけども、例えば、間伐については、計画では 63.8 ヘクタール、実質計画が 46.36 ヘクタールは実施済みということで、かなり整備も進んでいるというところでございます。次お願いします。

社会経済情勢の等の変化ということで、今後の最近の動きでございますけども、木材価格がですね、最近少し上昇をしておりますして、やや落ちてる部分もありますけども、今後は木材生産が活発化する可能性はあるというふうに考えております。また当地区の災害の実績はございません。ちなみにこの木材価格の上昇というのはですね、アメリカのですね、住宅市場の割と活況なこととか、それから、アジアの中国のですね、国際需要が大変出てきているということで、やはり外材が国外に入りにくくなってきてると、そういう状況で、国際化や上昇しているということがあります。今少し落ちついてはございますけども、国産材で言いますと杉とヒノキでございまして、ヒノキはまだ少し高いような状態が続いております。次お願いします。

費用対効果の要因の変化ということでございますけども、便益そのものは 6.6 億円で、変化はございません。総費用が先ほどの事業費が増加したということで、5.99 億円になりまして、費用対効果が 1.1 ということになってございます。次お願いします。

コスト縮減や代替案の可能性につきましては、コスト縮減については、再生材の活用とか、建設副産物の有効活用に努めてまいります。代替案は特にはございません。次お願いします。

それに対応方針でございますけれども、路網整備は先ほど御答弁申しましたとおり森林の管理上どうしても必要なものでございますので、また開設している区間につきましては、計画的な森林整備を進んでございます。費用対効果についても、1.0 以上確保されており、また事業の進捗は、令和 2 年度末で 7 割を超えております。こういったことからまた地元の要望に基づく事業でございまして、今後の円滑な事業執行が可能でございます。ぜひ事業の完成に向けて、継続をさせていただきたいと考えているところでございます。

私のほうから以上でございます。

(佐藤委員)

はい。7ページで、先ほど森林整備の実績で間伐が進んでいると伺いましたが、これ、間伐の事業は、森林環境税による間伐なのか、純粋に経営計画を立てての間伐なのか、その辺りを教えていただけますか

(吉良森林整備課長)

はい。こちらの地域はですね、割と公有林が多い地域でございます、事業といたしましては、いわゆる造林事業、経営計画を立てまして、事業を実施している間伐でございます。

(佐藤委員)

公有林が多い、その公有林を整備するために林道路整備されているということですか

(吉良森林整備課長)

そうですね、公有林を中心とした林道の整備ということでございます。

(佐藤委員)

民間の人は余り関係ない

(吉良森林整備課長)

民間の人は一部となっております。

(佐藤委員)

やっぱり森林環境税というのはモラルハザードを含むので、この間伐の実績を書くことは、例えば経営計画が、もともとどのくらい面積が集約されて、例えば民有林が多いところで林道を作成されるとなると、経営計画は集約面積がどれくらいになったかということなども踏まえて書いて頂かないと、間伐の実績ということだけで、林道の公用性とか有効性とかというのはなかなか、だから、例えば間伐の実績だけは林道というのはB/Cとか図ることはできないのでは。というのはやっぱり税金使って、林道を作られるということは何らかの公益的機能と木材生産による利益をもとに作成されていると、今回は公有林を対象だとされているのですが、これは林業課の対策なのかもしれないのですが、作業路を使う場合にも許可制とする、できる限り架線集材それっていう、通知が来ていたんで、何か架線集材にすると、機械集材、所有者、物すごく先ほどから言われている、森林整備を促進させて、木材生産を生み出すとなると。ところに、そういうふうな、例えば、作業に対する規制だとか、例えば伐採、全伐をしてほしいという生産者に対する何らかの規制を加える、権利に対する何らかの規制だと、いろんな施策と関連しながら、もちろん所有者さんも、何らかの形でそうやって、林道作成してもらったり、木材生産してもらったりすることで恐らく、お金を受け取ってあるはずだと、それがあるかどうかわからない。それを、産み出すっていうか、規制は慎重であるべきかなっていう気がして、林道がどういう目的で作成され、間伐っていうことだけではなくていろいろな面から必要だということをもう少し議論した方が良いのではないかと思います。

(吉良森林整備課長)

御意見ありがとうございます。まずこの、先ほど利用のいろいろな区域内の間伐につきましては、森林所有者と、いわゆる林業事業者が連携してですね、森林経営計画という、あらかじめその計画を、5年間の計画をつくって、整備を計画的に進めているというところがございます。これ以外の事業としてですね、今年1回目の委員会のほうで、お話が出ておりましたけども、県の森林環境税ですね、それを、年間2億5000万ぐらいですか、いただいておりますけれども、そういった税を活用した、いわゆる木材を搬出しない、切捨て間伐というのがございまして、そういったものを組合せながら事業をやっておりますけど、この現場はその環境税事業が入っていない地域でございます。今後そういったその表示の仕方もですね、ちょっと工夫はしていきたいと思っています。それからもう1点はですね、木材を搬出する際に、林道をつくって今後作業道をつくったりとか、するということですね、規制が少しかかりつつ、あるということはもう確かに認識をしております。林道とかを使って大型の機械を入れて、木材を搬出する場合と、それからワイヤーで架線を張って、集材する場合とございますけれども、基本的にはその考え方としては、山が荒れないようにと、こういうふうですね、趣旨であるというふうに認識をしておりますけども、つくれるところですね、もちろん、ちゃんとつくって行って、そこが壊れないように工夫をしながらやってもらってそのコストを抑えていくということが必要であると思っておりますし、どうしてもその経営者は、ここに道をつくったら、荒れてしまうとか、そういったところがあるとしたら、先ほど言った架線による集材もですね、必要になる場所があるんじゃないかなというふうには思いますので、それと事業者の皆さんもですね、現場を見てとにかく山が荒れない工夫いただければいいんです。

(佐藤委員)

荒れるようなことはしていない

(吉良森林整備課長)

そうですね、中にはやっぱり例えば南九州とかでもですね、広い面積を、10ヘクタールとか20ヘクタールとかの規模の開発をして、ちょっと一応、行き過ぎたりとかして・・・

(佐藤委員)

業者がそうするというが、その前に伐採の許可や経営計画を提出する。そこで市町村や県庁の方が確認する。そこでの対応でチェックでできることはたくさんあると思う。例えば伐採の許可や経営計画にしても、法令順守しようとする多くの壁にぶつかり、何でこんなにできないんだろうということがある。その過程で事前に気づくことはたくさんあるのではないかと思う。

(吉良森林整備課長)

例えばその伐採をするときの申請とか届出時にも、そういった行政等がいろいろチェックできるところがあるんじゃないかというような御意見だと思いますので、そこは承知させていただきます。ありがとうございます。

(伊藤委員長)

諮問事項の中身とはちょっと異なるかもしれませんが重要な御意見ですので、一度御検討いただいたらと思うんですね、そういった申請の対応、これから見直しも含めて

はい。それではよろしいでしょうか。この案件も継続ということで、ありがとうございます。次は道路課さんからは12件諮問がありまして、そのうち2件、御説明いただけるですかね。お願いいたします。

(片渕道路課長)

道路課長の片渕でございます。では資料2の5をお願いいたします。開きまして1ページでございます。今回、再評価、諮問をお願いする箇所、全部で12路線でございます。

1番から4番までが、事業採択後10年を経過しまして継続中ということで再評価をお願いするものでございます。それから5番の東与賀佐賀線につきましては、前回再評価から5年を経過したということで再評価をお願いするものです。それから6番からページめくっていただきまして次のページの12番までの箇所が前回再評価より5年を経過する前に、工期または事業費増額をしたいということで、再評価をお願いするものでございます。すいません。この中で最初におわびがございます。前のページになりますが6番の前原富士線でございますが、平成30年度に前回再評価を受けておりまして、そのときに受けました全体事業費を超過しております。令和2年度に再評価の要領の見直しが行われまして、本来であれば、昨年度に再評価を受ける必要がございました。十分な確認ができず、昨年度の再評価の対象から漏れておりました。後ほど代表箇所として、説明させていただきたいというふうに思っています。ほかに同様のミスがないかというのを今回改めて確認を行いまして、ほかにはないということは確認させていただいています。不手際がございまして誠に申し訳ございません。

箇所の説明の前に道路事業のB/Cについても少し御説明させていただきます。費用便益比につきましては、改築事業のうち道路の拡幅やバイパス整備などの事業について行っております。道路事業におきます費用便益比でございますが、道路整備によりもたらされます総便益を道路整備及び維持管理費用とを比較して評価を行っております。道路事業におけます便益でございます。三つございます。一つが道路整備を行うことで走行時間が短縮されるという便益、二つ目が整備によりまして、そこにかかる燃料経費の減少が図られるような便益、三つ目が、交通事故の減少が図られるという便益でございます。この三つの便益を合わせまして総便益というふうに算出してしております。これを整備にかかります費用と供用後の維持管理で割りまして、総便益を算出ししております。

では個別の箇所の説明をさせていただきます。皆さんの御手元の資料44ページをお願いいたします。主要地方道前原富士線上無津呂工区でございます。先ほど申し上げましたように、本来昨年度の委員会で、再評価をお願いすべき案件であったものでございます。前回再評価より、工期が伸びております。また、事業費の増額を行いたいと思いまして再評価をお願いするものでございます。下のほうは位置図でございます。当該路線は、佐賀市の富士

町の国道 323 号、御手元の資料を見ますと緑になりますが、ここから北のほうに北上をしまして、糸島市を結ぶ県道でございます。このうち、上無津呂工区でございますが、赤で着色しておりますが、323 号側から 750m の区間の現道の拡幅を行うものでございます。奥のほうに吉村家住宅などがある路線でございます。45 ページをお願いいたします。当該区間でございます。幅員が非常に狭く線形も悪いということで現道の拡幅、それから線形の改良を行いまして、交通の円滑化や安全性の向上を図りたいというふうに考えているものでございます。事業の概要の前回との対比でございます。今回事業費の増額、それから事業の期間につきまして延伸をしたいと考えているものでございます。ここで令和 2 年度までの事業費の欄をお願いいたします。8.6 億円となっております。これは前回再評価時点の全体事業費 7 億円を既に超過しているという状況でございます。これは本来であれば昨年度の再評価にかけて、御承認をいただくべきところだったことから、こういう状況になってるということでございます。事業費についての増額と、これに伴いまして期間についても、延伸したいということでございます。令和 2 年度まででございますが、事業費ベースで 75% ほどの進捗、用地については全て取得が完了しているという状況でございます。次のページをお願いいたします。

まず事業費の増額の理由でございます。大きく二つございます。1 点目でございますが、道路計画の見直しに伴いまして大型擁壁工を追加したいということで、増額しているものでございます。このことでございますが、当初の計画では、道路の拡幅に当たりまして、山側に拡幅する計画としておりました。掘削に当たりましては仮設の防護柵を設置しまして、通行を確保しながら掘削をしたいと考えておりましたが、その山の中に転石等があることが確認されまして、施工の計画について再検討を行いましたところ、道路の幅員も非常に狭く、それら道路の下が谷になっているということでもかなり厳しい施工計画となったことから、現道の交通の安全性、施工上の安全性の確保の観点から、谷側に道路を広げたいということで見直したものでございます。今、皆様方に見直し後の横断図について、配付させていただいておりますが、もともとであれば左側の山を削ってですね、道路を広げる計画としておりましたけども、谷側に擁壁を積みまして、道路拡幅するような計画にしたいということで見直しを行っております。下のほうが、かなり谷が急なものですから、取り付けるために、大型の擁壁工を追加で配置する計画としたものでございます。それから増額の理由の大きく二つ目でございます。建設発生土を運搬する際の距離が伸びております。このことから工事費が増加したものでございます。当初の計画では、現場周辺の処分を想定しておりましたが、県の事業でございますが、佐賀唐津道路で盛土の工事をしております。この佐賀唐津道路の盛土材として、活用したいということで、距離がちょっと長くなりましたけども、建設発生土の有効活用ということで、運搬をしております。運搬距離が伸びたことで、工事費が増額になったものでございます。それから下のほうの工期の延長についての理由でございます。

工期の延長につきましては先ほど申し上げましたように、道路計画の見直しの検討が必要



になったことから、この検討の時間に、しばらく時間がかかっております。また、道路計画の見直しにあわせて大型擁壁工を追加しております。この擁壁工の施工の実施に伴いまして、期間が延長になるというものでございます。

次のページをお願いいたします。平面図でございまして、現在の事業の状況でございまして、赤が今年度に事業を予定している箇所、黄色が次年度以降に事業を行う箇所となります。令和3年度でございまして、現道拡幅区間の施工を行っているところでございまして、下のほう現地の状況の写真をつけております。①②と書いておりますのが、まだ、整備できてない箇所でございます。下の2番については整備ができた箇所の写真でございまして、次のページをお願いいたします。横断図をつけております。現況車道4mの道路だったものを、3mの2車線の、総幅員9mの道路に拡幅したいというふうに考えているものでございまして、次お願いします。

事業をめぐる社会経済情勢の結果でございまして、福岡県の糸島市、ここには、観光客が増えているというふうに聞いております。また、この道路につきましても、県を越えまして、福岡県側でも、着実に整備が進んでおりまして、こういった整備が進めば、さらに、佐賀側からですね、糸島側へのアクセス道路として交通量の増加が見込まれるのではないかとというふうに考えているところでございまして、次のページをお願いします。

費用対効果でございまして、事業費が増えていること、それから事業期間を延ばすということで、便益は前回の評価から減少しております。ポイントとしては下がっておりますが、1を上回る費用対効果が確保できているものでございまして、次のページをお願いします。

コスト縮減等の説明でございまして、工事で発生いたします残土につきましても、先ほど御説明しましたように、他の県工事などでの流用に努めているところでございまして、次お願いします。

対応方針でございまして、道路の整備によりまして交通の円滑化などが図られるものと考えております。B/Cについても1が確保されております。用地についても既に取得できておりまして、事業も順調に進めることができしております。地元のほうでは期成会を設立いただきまして、事業の要望もいただいているところでございまして、引き続き事業の継続をさせていただきたいというふうに考えております。この場所の説明については以上でございまして。

それから、もう1件、代表箇所説明させていただきます。皆さん方の御手元の資料80ページをお願いいたします。一般国道204号唐房バイパスの事業でございまして、前回の再評価より5年が経過する前に事業費の増額が必要となったことから再評価をお願いするものでございまして、次のページをお願いします。

最初に位置でございまして、国道204号でございまして、東松浦半島を周回している国道ということになります。当地区では経済活動、それから、地域の方々の日常生活において地域を支える重要な道路でございまして、今回、事業を行っておりますのは赤で着色しておりますが、2kmのバイパスの道路事業でございまして、次お願いします。バイパスの事業でござい

ますが、現在の道路につきましては唐房の地区を通っております、現道につきましては非常に幅員も狭く、また両側には家屋もびっしり連なっているという地区でございます。見通しも悪く、また歩道もないという状況でございます。近くには、佐志小学校もございまして、車も多くございますけれども歩行者・自転車も大変多いというところになってるところでございます。こうしたことから、バイパスを整備することによりまして、交通の円滑化それから現道の交通安全の向上を図りたいというふうに考えております。次のページをお願いします。

事業の概要でございます。全体事業費につきまして 80 億円に見直したいというふうに考えております。また、事業期間でございますが、事業費は増加しますが、変わらず、令和 4 年のままで事業を進めていきたいというふうに考えております。事業費ベースで、令和 2 年度までの進捗が約 60%、用地の取得については、ほぼ終わっているという状況でございます。次のページをお願いします。

事業費の増額についての理由です。大きく二つございます。事業費の増額理由を説明する前にですね、皆様方御手元の 83 ページをお願いしたいと思います。この区間全体の平面図になっておりますが、申し上げましたように、2km の道路改良事業でございます。もともと国鉄の呼子線の跡を活用した道路改良でございますが、2km のうち、中ほどの 500m 区間については、トンネルを施工する事業でございます。恐縮です、資料を戻っていただきまして、82 ページにお戻りください。先ほど申し上げましたように、一般の改良とトンネルの区間がございますが、まず 1 点目のトンネルの施工に伴って、追加の工事が必要になったというものでございます。トンネルの掘削に当たりまして、想定より地質状態が悪く、地山の補強などの追加の対策が必要となっております。右のほうに図面をつけておりますけれども、天井部分ですね、地山を補強するために、セメントミルクを注入したりですとか、ロックボルトなどの追加の対策が必要になったということが事業費の増額の 1 点目の理由でございます。次のページをお願いします。それから 2 点目でございます。これはトンネルではなくて、一般の改良部での事情でございますが、地山の掘削を行ったところの一部で不安定な山があったということで、のり面の追加の対策、吹付砕工などの追加の対策が必要になったものでございます。また、擁壁の施工箇所もございますが、基礎部の支持力が十分ではないということで、基礎についても追加の対策を行っております。こうしたことから、事業費の増額が必要になったものでございます。次のページをお願いいたします。

平面図でございます。赤の着色をしている区間が、今年度実施を行っているところでございます。令和 3 年度につきましてはトンネルの施工と、それから、皆さんの図面で言いますと、右側になりますけれども、呼子側になります。終点側の道路改良などを行っております。次のページをお願いします。現地の状況でございます。中央に現道の国道 204 号でございます。ちょっと分かりづらくなっておりますけど、ここは唐房の入口の交差点でございます。新しくバイパスで赤の点線にしておりますが、ここにバイパスを整備しております、①と書いておりますのが、トンネルの入り口になるところでございます。ちょっと拡大している

ものでございます。次のページをお願いします。

これは、終点側の今の状況でございます。国道 204 号が手前のほうに通っております。写真手前のほうが、呼子に行く方でして、国道については左手が唐津市内から来る方向でございます。赤で囲っておりますけれども、終点部の現場の状況がこういった状況でございます。次のページをお願いいたします。現況の国道の幅員の状況と、それから、拡幅バイパス事業での幅員の構成でございます。片側の歩道を整備したいというふうに考えております。次のページをお願いします。

前回の再評価の時点から、あまり間もないということもございまして、大きな社会情勢等の変化はないというふうに考えております。次のページをお願いいたします。

費用対効果の状況でございます。事業費はかなり増えているということもございまして、B/Cについては減少しております。それでも 1 は確保できております。1.03 という状況でございます。次のページをお願いいたします。

コスト縮減等の状況でございます。ここに書いてございませぬけれども、コストの縮減の工夫といたしまして、トンネルで発生しました掘削土などにつきましては、唐津市近辺ですすね、県で行っております公共工事などへの流用を行いまして、コストの縮減などの工夫も行っているところでございます。次のページをお願いします。

対応方針でございます。バイパス整備によりまして交通の円滑化それから安全性の向上を図っていききたいと考えております。費用対効果についても 1 を確保出来ております。用地の取得もほぼ終わっておりまして、地元については早期整備を望む声も強くいただいております。ぜひ引き続き事業を継続させていただきたいと考えております。すいません駆け足ですが説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

はい。ただいまの 2 件に関しまして御意見ございましたらお願いいたします。

(鳥井委員)

事業については全然反対ではないのですが、糸島の件で 48 ページ、社会経済情勢の変化についての説明のなかで、確かに糸島は観光スポットとして若い方にたくさんいらっしゃることを周知してはるんですが、御説明の中で、佐賀県からのアクセス道路として、交通量の増加が見込まれるということでお話をされているのですが、道路というのは一方通行ではなく双方向なので、糸島にいられている方が更に佐賀に来て下さるような、双方向の捉え方で事業を進めて頂ければ。福岡市が賑わっているから自分のところもそこに行きますよではなく、佐賀に誘致をするために道路を整備しているんだという、そういうふうな説明がありがたいなと思いました。

(片瀬道路課長)

すいませんあの説明が非常にまずうございました。

(鳥井委員)

本当に、佐賀県のよさを改めて感じているところ、やっぱり佐賀をもっと売るための、その

捉え方とか、発言の仕方ですら随分変わるのかなと感じたものですから、すいません苦言申し上げたみたいで、ぜんぜん反対ではないです。

(片渕道路課長)

ありがとうございます。肝に銘じて取り組んでまいります。

(伊藤委員長)

いかがでしょうか。よろしいですか。2番目の唐房バイパスのほうですね、トンネルは地山が安定しないと、工事費がぼんと上がったりしますが、今回運よくというか、うまいこと、B/Cが1を上回った、あと3億ぐらい工事費が増えたら、0.9とかなりそうだったんですよね。その場合、この委員会ですら、1を下回った場合どうするんですか。

(片渕道路課長)

例えば1を下回れば、自動的に事業を中止をするとか、そういうことではなかったんじゃないかなと。ただお話しする際にですね、事業の効果をはかるうえで重要な要素だというふうに、考えております。ただ、だから、即中止ということでお話しするかどうかというのは事業の進捗等も見ながら、御相談の仕方もまずは内部で検討するということになると思いますし、そのうえで、話し方も変わってくるかなと私としては考えております。

(伊藤委員長)

B/C1未満でも全体を考慮しつつ、この委員会に諮るということですね。はい分かりました。ほかよろしいですか。2件ご説明いただきましたけども、道路課さんとしては12件の諮問事項でしたので全体継続という恰好で、はいありがとうございます。

(天本まちづくり課長)

資料は2の6になります。まちづくり課でございます。資料1ページ、一覧表から願います。今回評価をお願いするのは、公園整備交付金事業の県立吉野ヶ里歴史公園となっております。事業期間と、事業費の増額ということで今回再評価をお願いするものです。次のページをお願いします。

都市公園事業のB/Cの考え方について、御説明いたします。便益については、直接利用価値と間接利用価値により算出することとしております。直接利用価値といいますのが、公園利用者が、その公園まで移動費用をかけても利用する価値があるということで、移動費用を貨幣価値に換算して評価する方法となっております。また間接利用価値については、その公園があることで、環境の維持や改善、景観の向上や防災に役立つ価値というのを、これも貨幣価値に換算することで、便益を算出することとなっております。総費用につきましては、施設用地費の事業費と維持管理費を合計したものであるということになっております。詳しい評価の内容についてパワーポイントで御説明します。

資料の6ページになります。事業が都市公園事業、県立吉野ヶ里歴史公園となっております。まず下のほうの地図をご覧ください。吉野ヶ里歴史公園は、JR神埼駅と、吉野ヶ里公園駅間に位置しておりまして、高速からも近いという位置になっております。次のページ

お願いします。

事業の目的でございます。都市公園事業は公園の整備によって、安全で快適、緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな県民生活の実現を図ることを目的としております。

その中でも、県立吉野ヶ里歴史公園につきましては、国営公園と一体となりまして整備を進めており、吉野ヶ里遺跡の周辺環境保全及び公園としての機能の充実を図るものでございます。7ページ下のほうに、吉野ヶ里歴史公園の概要を示してございます。公園としては全体で117ヘクタールございまして、右のほう図面の赤で囲っているところが、県立区域となっております。県立区域全体で63haありますけれども、現在、53haを開設しているところでございます。基本方針が、ページの左下のほうに七つございまして、その七つのうち、特に県立区域に期待される事項として、魅力ある風景・環境づくり、レクリエーション環境の整備、また、地域振興の一翼を担うといったところを、基本方針として整備を進めているところでございます。次お願いします。

8ページ、上のほうに事業概要及び事業の進捗状況となっております。前回再評価の時点で事業費が208億円でありましたものが、今回の増額になりまして217.6億円、事業期間が令和8年度までの延長をお願いするものです。主要施設につきましては、サービスセンター等現在ある施設に加えまして、自然体験施設を加えておりまして、その分の事業費の増としております。

費用対効果は、前回と変わらずに2.2で、これの内容については後ほど御説明いたします。

また事業の進捗ですけれども、令和2年度までで進捗率が93.7%となっております。

次に、変更理由となります。下のほうをお願いします。事業費の増額、事業期間の延長としております。現在、県では、オープンエアSAGAということで、屋外で多彩な自然体験を楽しむ新しいライフスタイルを進めておりまして、公園の北口エリアを中心に、屋外で伸び伸びと過ごしていただけるような施設を充実することによって、利用者の増を図りたいということを考えております。具体的な、内容としましては、受電設備、給水設備などの増設ですとか、炊事棟、トイレ棟などを新しく作ることによって、こういった利用者のニーズに対応したいと考えております。写真に載せておりますのが、北口で、今年度試験的に実施しましたキャンプイベントの状況を、利用のイメージとして載せているところでございます。次お願いします。

事業を巡る社会経済情勢等の変化についてです。吉野ヶ里歴史公園は、平成13年4月に開園しておりまして、年間の入園者数の推移を下のグラフに示しております。令和2年9月には、累計入園者数が1100万人を超えておりまして、コロナの影響で、昨年度はちょっと入園者が落ち込みましたけれども、近年、平均的に70万人前後で、入園者数は推移しているところでございます。加えまして、こういったコロナ禍であっても、屋外で過ごすライフスタイルについては今後も定着すると考えておりまして、公園事業に対するニーズは高まっていると考えております。次お願いします。

9ページ下に、費用対効果を示しております。先ほど御説明しました総費用と総便益を算

出しておりまして、総費用については1479.7億円、総便益については、3283.5億円となっております。B/Cとしては2.2と、1を超える形になっております。次お願いします。

10ページのほうで、コスト縮減や代替案等の可能性についてです。コスト縮減につきましては、園内で伐採しました剪定くずなどを堆肥場によりチップ化して、植樹時の下に散布するなどして再利用をしております。維持管理費の縮減を図っているところでございます。

最後に対応方針でございます。吉野ヶ里歴史公園は国営公園と一体となって整備を進めておりまして、吉野ヶ里遺跡の周辺環境保全及び公園としての機能の充実を図っているということ、また、費用対効果についてもB/C1.0以上が確保されているということ、加えまして新型コロナウイルスの感染拡大を契機としまして3密を回避し、屋外で活動するニーズが高まっていることから、北口エリアを今後、整備活用していくことで、入園者の増加が見込めるということ、また、多彩な自然体験などを楽しむライフスタイル、オープンエアSAGAを推進するため、事業の必要性は依然として高いと考えておりまして、事業の継続をお願いするものでございます。説明以上です。

(伊藤委員長)

ありがとうございます。はいどうぞ。

(陣内委員)

この事業そのものに反対するものではないんですけど、記憶によると、この北口のところを一度視察に行きましたかね、公共事業評価監視委員会でね。そのときに、いろんなことを申し上げたと思うんですよ。例えば、当時、福岡県の人には無料利用券を配って、佐賀の人は金取るとかっておかしいじゃないの、子供連れてきたらタダにしてやったらとかね、いろんなことを申し上げたと思うんですが、その後北口の入場者がどうなってるのか。それから、北口の活用を図るために、我々が視察した後に、何か策を打たれたか、お聞きしたいんです。

(天本まちづくり課長)

はい。前回の再評価のときに、委員のみなさま方に、北口については視察をしていただいたと思います。委員会の際にも、御意見いただいております。先ほど子連れで無料のお話がありましたけれども、それにつきましては、前回の評価の時も、県内、福岡、両方ですね、無料招待券を、期間を春と秋に区切って配っております。それをお見せいただくと、県内であっても、県外の方であっても子連れの方であれば無料になると、皆さん無料になるということは、当時から、現在もですけれども行っております。北口の活用についてですけれども、今、実績としては、3万人程度、北口からの入園者がございます。具体的な集客につきましては、マルシェを、定期的に3か月に1回ですけれども、北口のところで行いまして、ハンドメイド雑貨ですとか、そういったものを、楽しんでいただくようなことをしております。だんだんと定着をしているというところと、あと、コロナの影響で中止になったりはしてはいますが吉野ヶ里町のふれあい祭りで利用していただくとそういったところもあります。

(陣内委員)

吉野ヶ里のふれあい祭り、当時もやられてましたよね。少しでもその入園者が増えてくることは良いことなんですけど、まだ意外とね、あそこにあんだけの公園があるっていうことを知らない人が多いんですよ。そのPRを含めて、よく検討していただかないと、せっかくのものが何か本当にもったいないなと、今でも思ってますので是非お願いいたします。

(天本まちづくり課長)

ありがとうございます。PRについては、こちらも情報発信にも力を入れて、近隣のフォレストアドベンチャーですとか、新しく出来た施設とも連携して行っていくことを考えております。今後も御意見を参考にしながら、取り組んでいきたいと思っております。

(伊藤委員長)

私のほうからひとつよろしいですか。先ほど陣内委員からですね、委員会で視察に行っただと、その時の話は、熊本地震の後だったせいもあってですね、防災拠点としての整備というようなお話だったんですね。だから、例えば耐震タンクだとか、防災トイレというのは整備されたのですかね。

(天本まちづくり課長)

はい、防災の施設につきましてはですね、その後取り組んでおりました貯水タンクですとか、そういったものはですね今年度大体整備が終わりました。

(伊藤委員長)

スライドの8ページに非常に良い仕掛けとございますか、オープンエアSAGAですか、昨今のキャンプブームといった、いわゆる福岡からもですね、たくさん来られるような動きも出てきて、継続性のある良いアイデアですね。ただですね一つちょっとお聞きしたいのはその左下にある事業の内容で、9.6億円ですかね、内訳がですね、受電、給水、炊事棟というのと、それで約10億掛かるわけないんですけれども、かなり箇所数が多いのですか。

(天本まちづくり課長)

そうですね、トイレ、炊事等と、例えばシャワーの施設ですとか、そういったものも想定して9.6億円というのを算出しております。

(伊藤委員長)

立派な建物、いろんな機能が入ってるような、そう管理棟みたいなイメージですかね。

(天本まちづくり課長)

棟によってはそういった機能も付けてというような形。

(伊藤委員長)

はい、わかりました。他にはございますか。よろしいですか。では、これも継続という形で御承認いただけますでしょうか。はい。ありがとうございます。では、諮問の最後になりますね。河川砂防課さんお願いします。

(満石河川砂防課長)

河川砂防課満石です。よろしくお願いいたします。資料2の7をお願いします。

再評価の対象箇所、今回、通常砂防事業2か所です。表の1番目、小合丸川第1砂防事業は、事業採択後5年を経過した時点で、未着工のための再評価です。2番目、村中川第1砂防事業は、新規採択から10年経過のための再評価です。2か所とも、住民の皆様の安全安心のために、今後も事業を継続していきたいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

砂防事業のB/Cの考え方について御説明します。総便益Bについては、砂防事業を行わなかった場合の一般資産や農作物、それから公共土木施設等の土石流による被害額を算出し、合計したものを総便益とします。総費用Cは、砂防施設の建設費と、事業完了後10年間の維持管理費を合計したものを総費用とします。算定した総便益を総費用で割りまして、B/Cを算出しております。資料5ページをお願いします。

代表箇所として、小合丸川第1通常砂防事業の再評価について御説明いたします。本事業は、事業採択後5年を経過した時点で、未着工のための再評価となります。小合丸川第1砂防、唐津市相知町黒岩地内になりまして、付近には国道203号や県道浜玉相知線、溪流につきましては、松浦川のほうに注ぐ溪流となっております。

事業目的です。本事業は、土石流等の土砂災害から人家や障害者支援施設等の要配慮者利用施設、県道等を保全することを目的として、砂防施設を整備する計画としております。土石流被害想定区域につきましては、保全対象として人家が9戸、黄色い囲んだところが、土砂災害警戒区域となっております。これが土石流の被害想定区域になります。保全対象として人家9戸、障害者支援施設が1施設、それから老人福祉施設が1施設、それと公民館の1施設、あと県道の浜玉相知線、それから市道等がございます。

資料7ページです。事業概要です。事業概要としましては、全体事業費が1億7000万円。事業期間が平成28年度から令和8年度までを予定しております。事業内容は、砂防堰堤工が一基、それから溪流保全工、延長48.7メートルを計画しております。事業の進捗状況です。地質調査や地形測量、それから砂防設計、用地測量を完了しております。現在、用地交渉中でありまして、砂防工事には、まだ未着工であります。用地交渉に時間を要しておりますが、現在用地の代替地を含め、交渉を行っているところであり、砂防事業自体には、御理解を得ておりますので、今後も用地交渉を継続していきたいと考えております。

資料8ページです。整備予定前後の状況です。上段が、砂防堰堤工の整備前と整備後の完成イメージ、下段が溪流保全工の整備前と、整備予定後の完成イメージになります。現況では、溪流の荒廃が見られ、溪床には、土砂が堆積して、倒木や礫が確認されております。近年の頻発化、激甚化する豪雨により、土石流災害の発生の危険性が懸念されるところです。

事業をめぐる社会情勢等の変化です。近年の気候変動に伴いまして、全国的に災害が頻発化、激甚化している状況です。保全対象区域にある家屋や、障害者支援施設、老人福祉施設等は、計画当初から変わっておりませんので、今後も、土石流対策の重要性も変わらず高いと考えております。



資料 9 ページをお願いします。費用対効果です。総費用が 1 億 5800 万円、総便益が 15 億 6400 万円で、費用対効果は 9.90 となります。

次に、コスト縮減や代替案等の可能性です。コスト縮減につきましては、本堤工や垂直壁工、コンクリートを打設時に、残存型砕工を使用することで、掘削量の軽減や足場の設置が不要となります。また、再生材の積極的な使用にも取り組んでおります。代替案については特にございません。

最後、資料 10 ページです。本事業の対応方針です。この事業が、人命財産を守るために行う事業であること、それから、B/C が 1.0 以上確保されていること、また、用地交渉に時間を要しておりますけれども、事業そのものには、御理解を得ていること、こうしたことから、本事業の効果を発現させることにより、地域住民の安全安心な暮らしに寄与するため、事業を継続することとしたいと考えております。以上で説明を終わります。

(伊藤委員長)

要は用地が買えずに、5 年間、測量だけで進めてきたわけですね。

(満石河川砂防課長)

そうですね、テストだけで。

(伊藤委員長)

今後は、見込みはあるわけですか。

(満石河川砂防課長)

実はこの事業、地権者さんがお二人いらっしゃって、お 1 人の方が結構広い面積を持たれてまして、事業そのものには、協力っていうことを言われてるんですけど、先祖代々、守ってきた土地なので、代替え地を付近に欲しいということですとずっとその代替地の選定を地元の区長さんも含めてやっているところです。

(伊藤委員長)

用地問題が片がつけば一気に進みそうですね。

(満石河川砂防課長)

はい。

(伊藤委員長)

はい。ありがとうございます。委員の皆様何かご質問はありますか。

(藺田委員)

すいません。こういう用地交渉が時間がかかって、着工出来ないような今回のケースだと事業者進捗率の見込みも、多分令和 4 年度用地交渉を完了して、令和 5 年度着工してみたいな、実際どうなるかわからないわけですけど、それがずれ込んでしまった場合、その都度、再評価の諮問をかけるような形になっているのでしょうか。

(満石河川砂防課長)

今事業期間、令和 8 年度までにしておりますので、それが延伸するようであれば、その手前ですね、再評価をしたいと考えております。

(藺田委員)

はい、ありがとうございます。

(伊藤委員長)

はい、他いかがでしょうか。河川砂防課さん、2件のうち1件説明がございましたけれども継続という形でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

諮問事項は以上でございまして、報告事項あと1件ございます。

(塚原県土企画課長)

新規評価について御説明をいたします。資料3をお願いいたします。新規評価実施箇所一覧でございます。前回委員会におきまして、御審議いただきました街路事業の新規評価マニュアルによりまして、令和4年度、新規予定箇所として、佐賀駅下古賀線の評価を行いましたので、新規評価箇所が1か所追加となります。1ページの表のまちづくり課、街路整備交付事業、前回まで1でしたけども、今回追加させていただいて2か所となりまして、合計が45か所となります。この新規箇所の詳細につきましては、この後、まちづくり課より御説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

(天本まちづくり課長)

まちづくり課です。よろしくお願ひします。資料の4に従いまして、新規評価の報告をさせていただきます。路線名は佐賀駅下古賀線になります。街路整備交付金事業です。これにつきましては前回の委員会で、マニュアルの策定についての諮問を行っておりまして、それについて御意見いただいた部分について、一部修正を行っております。その内容につきましては全体の説明の中で、ご説明をさせていただきたいと思っております。

1ページ目お願ひします。下のほうに事業概要を書いております。地区は先ほど申し上げました佐賀駅下古賀線、事業期間は令和4年度から8年度を予定しております。総事業費は7億8600万円を予定しています。事業の目的でございます。当該路線につきましては、佐賀市から中心市街地へと続く都市の骨格を形成する重要な幹線道路となっております。駅から既成市街地までの人の流れやにぎわいを生み出す重要な区間と考えております。これらの整備により、歩行者、自転車の安全性の向上や、歩道空間の活用によるにぎわいの創出を目的としております。

2ページ目お願ひします。上のほうに、事業概要を書いております。左上が位置図となっております。駅前南口の広場から、延長約220メートルを設定しております。横断図を右上のほうに書いております。現況および計画とも、幅員としては28メートルで変わりませんけれども、歩道が現在4.5メートル両側についているところを、計画、下のほうで見ていただくとわかりますように、左側が東側コムボックス側となっております。右側が、ホテルなどのある西側となっております。東側、コムボックス側の歩道を11.5メートル程度拡幅することで、先ほど言いましたにぎわいの創出等を行いたいと考えているところです。下

のほうに、写真をつけております。現況の写真が上になります。下のほうには、にぎわいの創出、社会実験を10月に行っておりますので、整備後のイメージとしまして、こういった写真を載せております。次のページをお願いします。

3ページ目、イメージパースを付けております。完成のイメージパースで南側から佐賀駅方面のほうを望んだところとなっております。図面の右側が先ほど言いました拡幅をする歩道側になっておりまして、歩道が拡幅されている様子がイメージとしておわかりいただけるかと思えます。

3ページの下から、新規評価マニュアルに基づく評価の内容について、御説明いたします。事業区分が整備系、生活関連、空間再編となります。事業名は街路事業です。位置づけとしまして、県土整備部の施策に関する方針としましては、県土整備部基本方針の中に都市基盤の整備と利活用の推進というのが位置づけられておりまして、10点中10点となっております。また、都市計画マスタープランでの位置づけについても、市街地を形成する都市計画道路であり、良好な市街地環境の形成に向けて整備推進を図るということで、位置づけを行っております。40点中40点、都市計画道路の種類としては、幹線道路に位置づけられておりまして、20点中10点、地域の課題への貢献度としまして、中心市街地の活性化に貢献できる道路という位置づけになりますので、30点中20点、位置づけとしては、100点中80点という評価となっております。

次のページ、4ページ目の上に、必要性、効果についての評価を記載しております。市町の構想や計画との合致については、佐賀市によりまして佐賀駅周辺整備構想、周辺整備基本計画が策定されておりまして、その中でも位置づけられておりますので30点中30点、事業内容、効果の検証プロセスといたしまして、外部有識者を交えた委員会等を定期的に行っているということで、佐賀駅前では佐賀駅前広場整備活用検討会議というのが定期的に行われております。また社会実験として、先ほど写真でご紹介しました佐賀駅南テラスチャレンジなどによる事業効果の検証を行っておりますので、30点中30点としております。下のほうへお願いします。多様な活動を生み出す都市空間、キッチンカー等の事業者による日常的な活用や、人々の滞留を促すベンチ等を今回計画しております。

また、駅前広場と一体となった活用方策について、佐賀市と調整を行っております。30点中30点、交通機能の確保、向上というところで、ここがですね、前回委員会のマニュアル策定の中で御指摘をいただいた部分になります。別途配付した資料で資料4の追加ということで、1枚紙を配らせていただいております。事業評価の体系を示しておりますけれども、その中の黄色の部分、通行機能の確保・向上というところを、今回変更しております。裏面を見ていただくと、修正前については人を大切にされた道路構造ということで、評価委員会にかけておりましたけれども、歩行者だけでなく、自転車や自動車についても、安全性について確保が必要ではないかという御意見をいただきまして、評価の項目を通行機能の確保・向上といたしまして、トータル的に、自動車、自転車、徒歩などによる、安全性が整備前よりも向上するという評価をすることとしております。資料に戻っていただきます。通行

機能の向上の項目についてです。車両につきましては、社会実験を行いましたときに車線を減少したときの交通量の変化を計測しておりまして、そのことで、交通への影響がないことを確認しております。また歩行者及び自転車につきましては、今回、歩道の拡幅をすることと併せて自転車と歩行者が通行する部分を分けるということで考えておりまして、このことによって双方の安全性が向上すると考えておりますので、10点中10点の評価をしております。

次のページをお願いします。次に、実施環境についてです。県民・市民との協働については、県民・市民の要望に配慮した事業であるという評価、これは社会実験のアンケートの調査等から、当該区間での滞留空間の設置やキッチンカー等の出店について、賛成するといった意見や継続を望まれている意見が多かったということで、30点中20点としております。また、まちづくりの取組状況としまして、街路事業と連携した街並み整備が実施されるということで、佐賀市におきまして、街並みのデザインガイドラインが策定されております。これによって、沿道建築物、道路空間を一体的なデザインで整備することで町並みを形成していくという計画になっておりますので、40点中40点としております。また、地元関係者の合意形成状況につきましては、事業化に対する認識ということで、先ほど申し上げました検討会議、佐賀市と県で行っております検討会議の中で、地元地区の代表者や、企業等から当該区間の早期設置が望まれているということ、また新聞等でも取上げられて県民の方々の関心も高いというふうに考えておりまして30点中20点の評価としております。

6ページをお願いします。最後に、評価に基づく判断としましては、位置づけについて100点中80点でA評価、必要性・効果について100点中100点ということでA評価、実施環境について100点中80点でA評価、総合評価としてはAAAとなっておりまして、優先的に事業を実施することとしております。以上でございます。

(伊藤委員長)

はい。ありがとうございます。前回12月の委員会で、歩行者の安全性、自転車も含めて、とまあそういう話ができましたので只今ご説明頂きましたように通行機能の確保、この部分が変わったということで、あとの方は変更無しということでよろしいですね。

(天本まちづくり課長)

はい、そうです。

(伊藤委員長)

それでは、前回お休みで、今回初めて聞いたという方もいらっしゃると思いますので、ご発言ありましたらお願いいたします。

(猪八重委員)

すいません、前回出られてなかったんで詳しくわかってないところもあるんですけども、自転車と歩行者が、特に自転車なんですけど、どういう動線で移動するってことを想定されてるんですよね。要するに幅員の広い歩道の中を自転車が走るってイメージでよろしいですか。

(天本まちづくり課長)

今ちょっとまだ警察との協議中ではありますけれども、今のところですね、歩道の中に自転車の通るところと歩行者が通るところを色分けなどして区分をするという案。あと自転車自体を車道におろすという案。両方で協議を進めています。それぞれ規制の仕方とかが変わるもので、いずれにしても通行部分を分けるという風にする。

(猪八重委員)

分けていただきたいと思うんですけど、そのとき自転車動線つくると、お店とか出店すると何か競合しちゃうっていうか、場所がちょっとなかなか難しいかなっていうこと。基本的に歩道の中を分けたといっても自転車が歩道を走るっていうのは何かちょっと、嫌だというのと、あと、多分、双方向とかにしちゃうとかなり自転車が通る場所がとられて結局そういう自由な使い方を出来ないんじゃないかっていうことがあるので、その辺をぜひ御検討いただければ。

(天本まちづくり課長)

そこは今後また詰めていきたいと考えております。

(伊藤委員長)

私も全く猪八重委員と同意見です。歩道の中に歩行者と自転車が通るようにつくると、せっかく駅前のデザインがですね、変なマーキングだとか、ラインだとかが出てくるんじゃないかと。広々とした誰でも使える空間の確保っていうのが本来の趣旨ですね。自転車は車道の路肩側に設けていただいたほうが、後の利活用にとってもいいし、デザイン性も向上するんじゃないかなと思っております。

(天本まちづくり課長)

ありがとうございます。

(伊藤委員長)

はい。ほかよろしいでしょうか。これは報告事項ですので、ご意見はよろしいですね。全体を通して質問事項はありませんか、よろしいですね。それでは事務局へお返しします。

(横尾副部長)

私のほうから補足でですね、審議の途中で、B/C が1を切ったときの取扱いとお話しいただきましたが、B/C はですね、こういう事業を評価する上で非常に重要な指標かというふうに思っております。特に新規事業のときは、マニュアルの中で、指標としてですね、評価するようになって1.0を切った時はもう評価が低いので、そもそも事業着手が出来ない、ABC評価のC評価になってしまっただけ出来ないような形になるのかなという。ただ事業着手した後で、事業費が増えたり、事業機関が伸びて、1.0を切ったときにどうかということになるかと思うのですが、B/Cにも、マニュアルに沿って、数値で出して、1.0、できるのかっていう形になってますが、いろんな効果っていうのも、数字にあらわせないような効果っていうのもあるかと思えます。そういったところも含めて、その事業の、その時点で

ですね、事業を取り巻く環境ですね、やめること等の影響もあるかと思しますので、そういったところもしっかりと整理して、この委員会にお諮りすると、どういった取扱いするのかお諮りすると、いう形にさせていただければというふうに思っておりますので、お願いいたします。

#### 4. 閉会

(事務局)

はい。本日は御議論いただきまして、ありがとうございました。本日の御意見につきましては、今後の取組に活かしてまいりたいと思っております。最後に、今後のスケジュールについてになりますけれども、これから各部内で事業が完了したものの、事後評価会議を行う予定としております。この評価結果により、事業の見直しが必要となれば、年度内に第4回評価委員会を開催して、諮問を図りたいと、いうふうに考えております。ただ、事業の見直しが無い場合もございまして、そういった場合には、来年の夏ごろ開催予定の、令和4年度第1回の委員会の際に、御報告させていただきたいというふうに考えております。日程の調整につきましては、改めて事務局のほうから御連絡させていただきます。それでは、これをもちまして、令和3年度第3回公共事業評価監視委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。